

次に、議席2番、青木徹君。

〔2番 青木 徹君登壇〕

○2番（青木 徹君） 皆さん、こんにちは。議席2番の青木徹です。議長のお許しをいただきまして、質問させていただきます。

このたび町議選挙が終わりまして、最初の定例会においての初めての質問ということで、お聞き苦しい点もあるかと思いますが、ご配慮願います。さらには、要望に即した質問内容が多くなりまして、答弁者の皆様には少し抽象的になりましてわかりにくかったかなと思い、反省しています。しかし、質問内容に合わせた答弁をしていただけたらと思います。

まずは、1項目の教育関連の質問ですが、質問に入る前に、私ごとで恐縮でございますが、教育委員でお世話になった御礼を申し上げます。ありがとうございます。教育者の教育を受けていない私が保護者枠ということで拝命してから、その保護者という立場で見た教育を自分なりに考えて発言してまいりました。間違えた発言もあったと思いますが、寛容な心で受けとめていただいた教育関係の皆様方に、改めて感謝いたします。さらには、任期満了を待たずにやめましたこと、ご迷惑をおかけした関係者の方々にはおわび申し上げます。この後も、立場はかわれど、教育委員やPTAで活動してまいりましたことを引き継いでまいりたいと思いますので、よろしく願います。きょうの質問にもそのことは多分に含んでおります。

まずは、1番目の質問です。いじめ防止対策法成立を受けて、この検証と課題としました。この法律の施行はまだ後になるのですが、この法案は示されていますので、教育委員会としての取り組みをお話ください。もっとも、今までさまざまな取り組みをしてきたのは十分理解しています。この法案の内容を理解した答弁をお願いします。

続いて、2番目は中一ギャップ解消に向けた町の取り組みはということで、小中一貫校などとししました。中一ギャップという言葉は、皆さん耳にしたことがあるかと思いますが。以前質問された方の資料を見ましたが、どなたかが質問されておりました。これは、学習指導上の変化だけでなく、環境の変化によるものが多いと思っています。自分自身が分校出身ということもあって、学年が上がっていくにつれてクラスメイトがふえていく環境の変化を身にしみて感じているからこそ、中一ギャップの解消はPTA役員を引き受ける前からのテーマでした。将来に向けた計画も含めて答弁願います。

3番目に関しては、PTA会長のころからの思い出があります。これに関しましても、どなたか質問しているのを資料で見ましたが、私も一中の前の交通事故を機に、役場の方々と検証したことがあるので、改めて質問します。たしか静小の前の県道についての要望書が出されているのも聞いていますので、そのことにも触れていただきたいと思います。

4番目は、給食センターについてです。町長も建てかえを決断したとあるときお聞きしたと思うのですが、計画をお聞かせください。

5番目は、子育て支援町営住宅を小学校付近に建てる案についてです。唐突な案ですが、まちづく

りの計画に関係して境町の人口増加に役立てないかと思いついたので、町として考えられないか、お聞かせください。

次に、2番項の農業関連の質問に入らせていただきます。1番、人・農地プランの課題とこれからの対策についてですが、私自身が担い手として立ち上げから参加しておりますので、その中で関係者の皆さんがこの計画を進めていく上で見えてきたもの、限界みたいなものを感じられているのか、聞いてみたいと思っています。忌憚のない意見をお願いします。

2番、野菜の出荷に対するJAの役割についてですが、私は野菜の生産市場のほうで仕事をなりわいにしてまいりました。そこで、役場の方々が、さらには農業に従事していない方々がどういうイメージでJAを見ているのか、聞いてみたいと思っておりました。ご答弁をお願いします。

3番、マルチ、塩化ビニールの無料回収によるその他火災の減少効果についてですが、これは具体的な質問でして、その他火災の幾つかは野焼きによるものが多いと思っています。消防団にいた経験からですが、最近の出動回数の多さは気にかけておまして、このような質問をさせていただきました。

4番、農業担い手に対する婚活事業ですが、境町として取り組んでいる婚活事業を紹介していただいても結構なのですが、特に3番、4番の質問は提案に近い質問なので、恐縮ですが、できる限りお答えください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問の1項目めの1から4番に対する答弁を求めます。

教育長、武井貞男君。

〔教育長 武井貞男君登壇〕

○教育長（武井貞男君） 青木議員さんには、大変お世話になりました。ありがとうございました。

それでは、青木徹議員さんのいじめ防止対策法の成立を受けて、その検証と課題についてお答えをしたいと思います。いじめ対策推進法は、いじめられた一人一人が多くの子供を救うため、一人一人がいじめは絶対に許さない、いじめは違法な行為である、いじめはどの学校でも、どの子供にも起こり得るという3つの意識と、それぞれの役割と責任を自覚し、行動しなければならないという決意を国民全体で共有し、風化させないために制度化されたという経過がございます。その内容について検証してみたいと存じます。

まず、目的でございますが、1つ目の目的はいじめの防止でございます。2つ目は、いじめの早期発見でございます。3つ目は、いじめの対処でございます。この3点を目的としているものでございます。そして、それぞれの項目に対しまして、7つの基本的な施策を国や自治体や学校及び保護者の責務が定められております。その中で特に注意すべきことは、学校にいじめに対する組織をつくるということだと書いてございます。当町、町内小学校においては、もう既にいじめに対するための組織はつくられておりますが、課題は校内の教職員が中心となり、法に定められた真に福祉等の専門家や

その他の関係者が入っていないということが大きな課題の一つでございます。児童生徒が相談しやすい相談環境づくりを県の指導を受けながら推進し、学校側が子供たち一人一人としっかりと向き合うことのできる各学校への指導を徹底していきたくと存じております。よろしくお願いをしたいと思います。それが1点目でございます。

続いて、2項の中一ギャップ解消に向けた町の取り組みについて申し上げたいと思います。先ほどありましたけれども、中一ギャップというのは小学校から中学校に進学したときに、学習内容や、あるいは生活のリズムに変化が起きて、その変化になじめないのです。そういうようななじめないというところにギャップがあるわけですから、義務教育9年間の一つの谷間というような捉え方をしております。

では、中一ギャップはなぜ起こるのだろうかということを考えてみましたときに、幾つかございます。1つは、小学校がそれぞれ違いますから、新しい友達をつくらなければならないです。その新しい友達がなかなかつけれないというような一つの不安がございます。それから、2つ目として考えられるのは親しい友人、あるいは今まで一生懸命面倒を見てくれた小学校の先生方が、中学校に行くといなくなってしまうわけです。そういう意味で、そのうちできるとは思うのですが、支えてくれる人がなくなってしまうと。それから、3つ目は周囲の仲間から余り、よく認められる数が少ない、小学校のときは仲よしですので認めてくれたのですが、中学校は友達がまだおりませんので、認めてくれないということになりますと、不安が起きるということになります。それから、自己理想と現実の自分との相違があるわけです。その相違によって不安が起こってしまう、そのような理由があると存じます。

その解消に向けて、町の取り組みは一体どうしているのだというようなことですが、1つは各学校の生徒指導の主任の先生、あるいは主任児童員さん、いろいろな団体の長さんが集まりまして、生徒指導連絡協議会という協議会を組織しております。その会によって、事例発表したり、あるいは問題点を出し合ったり、あるいは相談体制をつくったりして、関係機関によく相談いたしまして解決を図っているのが一つでございます。それから、2つ目は学習の難易度の上昇によって生じる問題です。中学校に行きますと、多少学習の内容が難しくなります。その難しさについていくにはどうしたらいいのだろうかというような観点から、特に英語でございます。普通の中学校では、中学校が初めての英語活動なのですけれども、当町の場合は10年前から、1年生から6年生まで英語活動教育を実施しております。もう6年間身につけているわけです。そういうような身につけているところにあって、中学校の英語の最初の授業ですけれども、意外と何の抵抗もなく上手な接続といえますか、そういうことで安心なされて勉強に取り組むことができると、それが解消の2つ目でございます。それから、3つ目には、さらに子供たちだけではなくて、保護者も生徒が新しい学校生活を送る上で不安になっていると思います。そこで、中学1年生に家庭教育学級を設けて、もう既にやっているところでございます。家庭教育1年間で20時間ですか、学習によって家庭教育の重要性、あるいは心豊かな環

境づくりというようなことで解消を見ておるところでございます。それから、4つ目は先ほど青木議員のほうからもありましたけれども、小中一貫教育、これによっても大分解消できると思います。ただ、小中一貫には分散型と、それから集中型というのがあるのですが、当町は中学校と小学校が別々なところにありますので、どちらかといえば分散型になるわけです。形式的にはいかないとしても、いろいろ小学校と中学校と連携し合いながら、協力し合いながら進めていくというのも大きな解消の一つかと思われます。いろいろ申し上げましたけれども、やはりギャップを解決するには、私たち大人の子供に対する優しい、優しい心だというふうに思っております。それが中一ギャップでございます。

続きまして、第3点目の通学路の安全確保についてお答えを申し上げたいと思います。昨年全国一斉通学路の緊急合同点検が実施され、本年3月末現在の対策状況が報告されたところでございます。によりますと、全国においては対策必要箇所数7万4,483カ所がございました。それに対して4万2,612カ所が対策済みというようなことで、対策率は全国では57.3%だそうです。ちなみに、茨城県においては対策必要箇所数が1,890カ所、対しまして1,131カ所が対策済み、対策率は59.8%だそうです。境町においては、小学校5校、中学校2校、県立特別支援学校から報告していただいた20カ所のうち、10カ所が対応済みでございます。残る10カ所のうち3カ所については、今年度に対応する計画であります。内訳といたしましては、森戸小学校へ向かう町道に歩道の設置、実台寺周辺及び一中周辺のカラー舗装を予定しているところです。また、先月静小学校のPTA会長さんを初めとする皆様から、静小学校周辺道路の規制等に対する要望書が町長宛てに出され、境警察署との協議の結果が回答されました。県道境・間々田線の大型貨物車両の通行制限、国道354号線と県道境・間々田線の交差点への信号機設置につきましては、慎重な検討が必要であるとの回答でした。県道境・間々田線のスクールゾーンの設定については、境町といたしましては道路管理者である茨城県や境警察署と協議をしながら、スクールゾーン等の設置、表示など、できることから早急に進めると報告がなされているところでございます。引き続き道路管理者や警察と連携し、通学路の安全確保を推進していくよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、4項目めでございますけれども、給食センターの改築についてのご質問にお答えをいたします。境町学校給食センターは、昭和46年5月に開設して以来、ことしで41年が経過しており、現在は施設の老朽化に対応するため各施設の修繕及び設備の改善等を行い、維持管理に努めているところであります。平成25年第1回定例議会において質問がございましたが、給食センターが竣工して約40年になるが、将来的な考えを伺いたいのご質問の中で、当面は施設の維持管理に努めてまいります。施設の改築につきましては相当の事業費を要することから、今後の課題となっております。民間委託とあわせて十分な検討をしていくことと、国からのまちづくり交付金などが活用できるときに備えて今後準備をしてまいりたいとの回答をしてきたところでございます。議員ご指摘のとおり施設の老朽化が進んでいることから、今後も基本的に給食センターを維持し、引き続き安全、安心な給

食の提供を図るべき施設の計画的な改善を推進するため、町の財政計画等を考慮した中で、改築に向けた取り組みを検討していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、4点申し上げました。

○議長（関 稔君） 次に、1項目めの5点目について答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 榎場桂一君登壇〕

○総務部長（榎場桂一君） 子育て支援町営住宅を小学校付近に建てる案につきましてお答えを申し上げます。

町営住宅につきましては、公営住宅法に基づき国の補助制度を活用し、住宅に困っている低額所得者に対しまして、安い家賃で賃貸することにより生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としたものでございます。当町では、現在7カ所165戸の町営住宅を建設し、適切な維持管理に努めているところでございます。町営住宅の入居資格でございますが、住宅に困窮していることが明らかであること、入居収入基準を満たすこと、町税に滞納がないこと、境町に居住していること、または境町内に勤務先があることなどの資格要件があるわけでございます。

議員ご指摘の子育て支援用町営住宅につきましては、町営住宅管理条例第2条第3項に定められておりまして、町が国の補助を受けて建設、買い取りまたは借上げを行い、子育てまたは子育てが見込まれる若年層に賃貸または転貸するための住宅及び附帯施設であります。境町には少子高齢化対策の一環として、平成17年に旧役場庁舎跡地に建設しましたコミュニティーホームあさひが丘がこれに該当するわけでございます。この施設は、高齢者用住宅11世帯、子育て支援用住宅12世帯の構成となっており、子育て支援用住宅に入居できる条件として、先ほど申し上げました町営住宅の入居要件のほかに、義務教育までの子を扶養している夫婦、または母子、父子家庭世帯または婚姻後3年以内の夫婦のみの世帯となっているわけでございます。ご指摘の子育て支援町営住宅の建設に当たりましては、多大な費用を要してきたところでございますので、今後ともより厳しくなる財政状況等を踏まえた中で、十分に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

青木徹君。

○2番（青木 徹君） 私、提案に近いものが多いので、答弁としてはやりにくいかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

1番のいじめ対策法に関してですが、成立以前との違いは警察の介入を促してあることと、保護者の責任に対しても触れている点だと思っております。以前教育委員のときに、大津市の事件以降、その前も発言しましたが、金銭のやりとりや肉体的苦痛を与える事件など、先生方の判断できない事件は警察

に委ねてもしかるべきだと私は言うてきました。これは犯罪なのだと、子供たちに警察の姿を見せることによって、抑止につながればと考えたからです。当時の教育次長は明確に反対していましたけれども、警察の介入などは教育評論家の尾木直樹さんが、通称尾木ママと言っていますが、私が見たところあるテレビ番組で、アメリカのほうでは実践されていて、罰するのが目的ではなく自覚させるのが目的であるとおっしゃっていました。参考までに挙げさせていただきました。

保護者の皆さんに学校に関心を持ってもらうことは、PTA役員のところからの課題でした。この法律では、子供の教育について一義的な責任を有すると保護者に対してもうたっています。各家庭でも、教育にもっと関心を持ってもらい、いじめ対策に参加、協力していただけたらと願っています。もう一つ、大津市の事件を受けての教育委員長会議のときに常陸太田市の委員長が、マスコミが余り騒ぎ過ぎると連鎖的に事件は起こるのだよと言っていたその後に、常陸太田市で事件が起きたのは皮肉でした。マスコミ対策も頭に入れておいていただきたいと思っています。

いずれにいたしましても、教育委員会に少しの意識改革が必要なのかなと、このいじめ対策法を見ております。これインターネットから拾ってきたものなのですが、日本弁護士連合会が「「いじめ防止対策推進法案」に対する意見書」を出されています。これ法案の施行まで間がありますので、反対意見も検証した上で取り組んでいただきたいと思っています。これちょっと答弁は難しいと思いますので、答弁は結構です。これまだ施行が先なので、それまでにちょっと検討していただいて、後にまた質問させていただく機会がありましたら、質問させていただきたいと思っています。

2番の答弁に対してですが、中一ギャップの解消は、確かに小中連携という方法で大部分は解消できるのではないかと私自身考えています。少しここで自分の経験をお話ししますと、中学校に入って間もないころ、隣のクラスに呼び出されて五、六人の生徒に囲まれて袋だたきに遭いました。彼らにとって遊びの一環だったので、私以外の子供も被害に遭っていましたが、結構つらかったのを覚えています。それよりもっと悔しかったのが、小学校の友人がその輪の中にいたことです。後に私は、心理的な部分を私なりに分析してみました。少人数の学校から大きなクラスに入ったときには、知っている子たちはほんの数人だけなのです。そのとき私のクラスにいた子は、自分のほかに男の子は1人だけでした。自分が被害者にならないためには、その輪の中に入らなければなりません。たくさんの友達のいる側の仲間意識に取り込まれて、相手に気に入られようと行動してしまう友達が少ない側の心理です。何年前に起きた境一中のわいせつ事件も、僕は恐らくそんなところに起因しているのではないかと私自身考えています。相手に気に入られようと、進んで悪いことをしてしまう心理です。この年代の彼らの悪いことは、おもしろいということと同義です。だからやっかいなのですが、ですから教育委員会にいたころには、繰り返し小学校同士の交流事業を積極的に行ってほしいとお願いしてきました。コミュニケーション能力の開発、その一点です。要するにいじめ問題の一つの解決策になるのではないかと思います。

答弁の内容からしますと、教育指導の変化から解消していこうという見解が多かったように思いま

す。小学校と中学校の大きな違いは、学級担任制から教科担任制に変わることです。中一ギャップの課題の一つです。メリット、デメリットはたくさん言われていますが、学力アップを目指すなら、将来小中一貫校も視野に入れていくべきではないかと思っております。ですが、現実には乗り越えていく課題はたくさんあり過ぎて、これもホームページから拾ってきたものですが、たしか文科省の中央教育審議会初等中等教育分科会による小中連携一貫教育に関する主な意見等の整理を参考にしておりますが、これ参考の文献出せばよかったのですが、多過ぎるのでちょっと出せません、申しわけございません。これを全部検証するには、ちょっと一日でも足りないので、今回は申しわけございませんが、参考で後でお渡ししたいと思っておりますが、小中連携の一環としての中に、中学校教員の小学校への乗り入れ指導という項目がありまして、先ほどの生徒指導連絡協議会にちょっとつながるものがあるのかと思っておりますが、これなら境町ですぐにでも取り入れられる方法ではないかと推奨いたします。この辺に関していかがお考えか、教育長にお聞きしたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長、武井貞男君。

○教育長（武井貞男君） ご質問にお答えをいたします。

実は、もう2年くらい前からだと思っておりますが、夏休み中、5日間だと思っておりますけれども、小学校の高学年を対象に算数の楽しく学べるサポート授業というようなことをやっております。この場合、誰が教えてくれるかという、中学生が小学校に何十人と来て、そしていろいろな話をしながら算数の勉強を見てくれるわけです。そういうようなことをしますと、非常に先ほどの中一ギャップではありませんけれども、かなり多くの穴が埋まるというようなことですので、先ほど議員さんが提案してくれた事業も前向きに考えて努力していきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

青木徹君。

○2番（青木 徹君） 小中連携に関しては、私境一中の評議員もやっております、その役目を拝命してから、当初からそういうことを進めていただきたいと、世間の流れというのもありまして、どんどん進んでいるように感じます。そのことに関して、一つ教育長がおっしゃっていただけたと思います。中学校から小学校に対して勉強を教えに行くという交流事業があると。僕が考えているのは、小学校同士の交流事業をもっと進めていただきたいというのがもう一つなのです。これ中一ギャップの解消になると思うのですが、中学校に上がるときに、やっぱり知り合いがたくさん、多いというのが一つの解消になるかと思っています。一つ残念なのは、ふれあいの里幼稚園がちょっと人数少なくなつて、なくなってしまったということです。僕は、自分の子供に積極的にふれあいの里幼稚園に通うようにしてきました。それは、なぜなら今まで自分が経験した中で、やっぱりほかの他校の子たちと交流が少ないということです。それをちょっと危惧していましたので、子供の成長に影響するのではないかと僕はそうしてきました。自分自身、児童会長とかその当時ありまして、リーダー研

修会やら何たらで、もうあちこち出させてもらいましたので、僕自身はほかの他校の生徒と交流ありましたけれども、親密になったりもしましたけれども、ほかの子たちを見ると、そういったものがない中で中学生に突入していく、そうなるとやっぱり生活の変化とか多くなりますので、その辺危惧しておりました。そういうあたりをもう少し、答弁結構ですので、進めていただけたらと、検討していただきたいと思っております。なるべく1番目も2番目も、子供たちのストレスを軽減してあげることが解決策になるように思います。さらには、先生方もストレスなく教育現場に立てるようにしてあげることが、我々に今できる解決策なのではないかと思っておりますが、いかがでしょうかという、答弁結構です。

続けてよろしいですか。

○議長（関 稔君） はい、よろしいです。

○2番（青木 徹君） 3番目に対して、これはちょっと僕がP T A会長のときからの思い出がある項目ですので、よろしく願いいたします。

安全確保に関しては、まだ道半ばであるということだと思っております。約5年ほど前に、P T A会長の終盤のときに、一中の前で——さんという方が事故に遭いまして、幸い命にかかわる事故でなかったにしても脳挫傷を起こしまして、学校に復帰するには時間がかかりました。ふだんから真面目に交通ルールを守る子でしたので、ショックな出来事でした。それを機に、役場の方に来てもらい信号設置はできないか、一方通行は可能か、道路のカラー舗装など考えていただきましたが、いずれも却下され、子供たちの自転車の乗り方の安全指導ということで落ちつきました。少したってみますと、一中の前の事故のあったあたりがカラーで塗られているではありませんか、あのときの反対理由の中に、車が滑って危ないと言っていたにもかかわらず、こちらは国道なので、最近使われているカラー舗装は滑らないから大丈夫だと提案したにもかかわらず、何か滑りそうな舗装がしてあります。済みません、これは少し嫌みを含んだ質問です。カラー舗装を予定していると答弁の中にありました。予算の限られた中においても、町としてできることは何か考えたときに、いい提案だと私は思っております。注意喚起を視覚で訴えることは、事故防止に有効な手段だと思うからです。

そこで、ちょっと質問です。カラー舗装の効果について、少し教育長お聞きしたいと思っております。よろしく願いします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（齊藤 孝君） ただいまの青木議員さんのご質問にお答えします。

カラー舗装にどんな効果があるかということで、まずはやはりこれは交差点ということは、ほとんどがそうなのですが、あくまでもスクールゾーンの中において、交差点の中が一番ちょっと危ないということも含めて、遠くから目に入るということを含めて、ついこのごろカラー舗装が見直されているということです。その中において、児童とか生徒の注意とかといった言葉を入れたりすれば、なお



かつ注意喚起になるかという、効果があるかと思います。それで、ことし建設課のほうの事業の中で、多分2カ所ほど予定をしておりますので、以上です。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

青木徹君。

○2番（青木 徹君） 今教育次長おっしゃったように、皆さんも同じ見解あると思います。カラー舗装の効果については、視覚でやっぱり訴える注意喚起に関しては、相当な効果があるのではないかと考えております。皆さんもそういう考えであるかと思うのですが、予算のない中で、少ない予算でできると考えています。あの当時もそう言って申し上げたのですが、一中のPTA会長のとき申し上げたのですが、そこでここに来て、静小の前の要望書が出ておりました。境生安発、境生活安全協会発信ということでしょうか、102号の報告書を見た中で、町としてすぐできることは、僕はカラー舗装ではないかと思うのです。その協議結果の1の1に当てはまると思うのですが、その中に早急に進めますとありますので、どうか優先課題としていただけるのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが、これはどなたかできますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（橋本 巖君） それでは、青木議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

ことしの6月に、静小学校PTA会長ほか各行政区の区長、あるいは小学校長のほうから要望書が出されてまいりました。私どもが所管する担当でしたので、警察と協議した内容を回答ということでさせていただいたところでございますが、今回のカラー舗装でございますが、道路全面にカラー舗装をするのではなく、片側に通学路という緑のよく表示があるわけなのですが、それを設置することで、あれは例えば1カ所幾らではなくて、その道幅の広さ、大きさによって単価が違ってきますので、それを今現在見積もりを取り寄せているところでございます。なお、これにつきましては管理者が茨城県境工事事務所でございますので、そちらとも協議して、協議が済み次第早急に工事を発注してまいりたいというふうに考えております。また、それとほかにスクールゾーン等の標識等も何カ所かに設置まいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

青木徹君。

○2番（青木 徹君） やはり道路全面に色をつけるというカラー舗装だけの案を僕は申し上げているわけではなくて、視覚的にということですので、大分スクールゾーンとして長い、例えば静小であれば手前何百メートルぐらいから歩道だけに色をつけて、向こうから、カーブの先から大型車両、普通の車両でもそうですけれども、来ているときに、ここがスクールゾーンだと認識できるような、そ

ういう方策がとれないかと思って、提案も含めて進言したのですが、これに関して答弁は結構です。できたら優先課題として検討していただきたいと思っております。

4番、続けてよろしいでしょうか。

○議長（関 稔君） はい。

○2番（青木 徹君） 答弁を受けて、以前からお聞きしている民営委託などは、営利が発生しないことには現実的ではないと思っておりました。昨今のノロウイルスの強化など叫ばれている昨今、給食センターの方々の大変な努力によりまして、衛生が現在守られている状況です。努力も限界だとなる前に、給食センターの方々がストレスなく作業ができるように、おいしい給食が作り続けられますように計画をお願いしたいところであります。これに関して少し答弁いただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（斉藤 孝君） 青木議員さんのご質問にお答えします。

特に今の季節は、梅雨明けたのですが、じめじめした関係で本当に殺菌対策については職員一丸となって取り組んでいるところがございます。施設につきましては、本当に先ほど教育長が答えたとおり施設が古いということなのですが、その中の設備につきましては、いろんな部門で改善しております。また、今年度についても当初の予算で上がっているのですが、食器等の買い替え等も含めて対応しているところがございます。あとは、どうしても古い部分、いかんせん財政面で金額がかかるものでありますので、今後ともいろいろ検討しながら改善に向けたことでやっていきたいと思っております。よろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

青木徹君。

○2番（青木 徹君） これ教育委員会におりましたときから結構訴えてまいりまして、やはり給食センターの方々が大変な思いされているという思いもありまして、それは口には出せませんけれども、なかなか予算のかかることですので、これは町長にぜひとも決断をお願いして、要望を含めた質問とさせていただきます。

続けてよろしいですか、5番の答弁に対して。

○議長（関 稔君） はい。

○2番（青木 徹君） 確かにインターネットで調べれば、課題と対策はたくさん出てまいりますので、この質問に関してあえて小学校の近くに建てるとしたことは、小学校の生徒数増加につながって、保育園や幼稚園は迎えに来ますから、中学生は自転車で通えるということで、そこを選ぶご家族にとって、何か訴えるプラス効果があると思って提案してみました。実際私自身も思っています。これは、

予算のかかることですので、検討を続けていただきたいと思っております。予算をかけないとする案もあります。アパートやマンションを推薦や指定することが考えられております。この推薦や指定するに当たって、小さい子供たちの安心、安全が守られていることが一番大切なことです。これに関して考える余地はありますので、ぜひとも進めていただきたいと思っております。答弁は結構です。これ案として出していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（関 稔君） これで1項目に対する質問を終わりにします。

次に、2項目に対する答弁を求めます。

産業建設部長。

〔産業建設部長 須長 弘君登壇〕

○産業建設部長（須長 弘君） 青木議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

農業関連についての1点目の人・農地プランの課題とこれからの対策についてというふうなご質問でございますけれども、町政報告の中でも人・農地プランにつきましてご報告をさせていただいているところでございまして、特に課題というようなことにつきましてご説明をさせていただきます。このプラン策定につきましては、制度の創設から2年目というようなことで、制度の推進に当たりましてはこれから大きな課題等があるだろうというふうには考えてございます。その中で、プランの策定をするに当たりましての課題ということで何点かご報告をさせていただきます。

1つ目でございますけれども、やはりこのプランを作成するに当たりまして、説明会を開催してございます。これらにつきましては、やはりなかなか人が集まらないというのが一つの大きな課題でございます。これらにつきましては、集落座談会だけでなくいろんな組織の総会とか、そういう部分がございますので、そういう中におきましても説明をしていきたいというふうな形で対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2つ目の課題といたしましては、やはり農地の利用集積についてでございますけれども、既に利用権を設定している農地、さらには作業受委託の契約を結んでいる農地などがあるというようなことが課題となっているというふうに感じているところでございます。これらにつきましては、農業委員会等とも協議をしながら、今後対応していかなければならないというふうに考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

もう一点、制度上の課題でございますけれども、これも何点かございます。というのは、新規就農者は別に問題ないのですけれども、親元就農、既に親と一緒に何年か仕事に取り組んでおられた方につきましては、農地の所有権移転までをそのせがれさんにかえなければならないというようなことがございまして、若いうちに農地なりの登記簿上の所有権をかえるという部分につきましては、なかなかお父さんたちがやはり抵抗があるというようなことで、手を挙げただけけれども、最終的には新規就農者にならなかったと、申し出がなかった、取り消されたというような実態が実際ございますので、これは制度上のことでございますので、国のほうに要望してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の野菜の出荷に対するJAの役割についてとのご質問でございますけれども、基本的には農業協同組合は組合員がお互いに助け合い、力を合わせまして農業を営み、暮らしを築くという相互互助、それと協同の精神に基づきまして自主的に結びついた自立の団体というふうに認識をしているところでございます。主な事業といたしましては、信用事業やら共済、購買、販売事業、さらには営農指導や生活福祉事業などが展開されております。その中で、野菜の出荷につきましては販売事業に該当するものというふうに考えてございます。この販売事業は、農家が生産した農産物を協同の力で市場に出荷し、販売力を強めることを目的に、共同共販の形態が構築されてきたものというふうに認識をしているところでございます。これらの目的を達成するために、組合員である生産農家を対象としました販売組織体制といたしまして、野菜生産部会というような組織が組織をされているものというふうに考えてございます。これらの部会の参加につきましても、生産者、生産農家みずからが販売先の開拓や価格交渉、さらには数量調整、代金決済などの業務を行うことが負担となることから、農業協同組合の委託販売により、みずからは生産に専念をするというようなことから選択をしたものというふうに考えてございます。生産農家から委託を受けました農業協同組合といたしましては、販売力強化に向けたいろいろな活動を展開するとともに、集荷所や寄り合い施設など共同利用施設の整備、さらには流通対策としてのマーケティングなどを行うことで、有利販売のために生産から販売までの営農指導や販売事業の取り組みがなされているものというふうに考えてございます。このような過程を経まして、首都圏50キロの立地条件を生かしました当町の生鮮野菜を中心といたしました都市近郊型の野菜産地としての基盤を確立する上で、重要な役割を農業協同組合が果たしているものというふうに考えているところでございます。

時間がないようですので、ちょっとはしょっておりますけれども、次に3点目の関係でございますが、マルチの塩化ビニール無料回収によるその他火災の減少効果についてのご質問でございますけれども、施設園芸の進展によりまして、農業用の使用済みのプラスチックは年々多量に排出されております。これらの処理につきましては、ご存じのように廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、使用者である農業者がみずからの責任で処理をすべきものというふうに定められているところでございます。しかし、農業用の使用済みビニール、ポリエチレン等は発生源が広く分散し、排出時が一時的に集中することなどによりまして、農業者が個々に効率的に処理することは極めて困難でありますところから、茨城県市町村農業者団体等が共同で農家の負担の軽減を図る中で回収及び処理を行いまして、農村環境の保全と環境に調和した農業の推進に努めているというふうに考えてございます。農業用廃プラスチック収集対策協議会におきましては、県が構成します園芸いばらき振興協議会というものがございまして、これが実施主体となっておりますところの茨城県農業用廃プラスチック適正対策処理事業というものを活用いたしまして、JAむつみの第一出荷所と第二出荷所の2カ所を収集場所といたしまして、年3回の回収を行っているところでございます。回収に当たりましては、年間登録料といたしまして年額2,000円を排出農家にご負担いただくとともに、農業用ポリエチレン類を

排出する農家におかれましては、年間登録料のほかに専用の回収袋代といたしまして1袋400円の負担をいただきまして、適正処理の推進を図っているところでございます。24年度におきます登録農家数につきましては、140件でございます。これら処理量につきまして年々増加をしております、収集処理業の趣旨が広く周知され、適正な処理に効果が出ているというふうに考えているところでございます。

なお、処理に伴う排出業者の費用負担につきまして、農業用使用済み廃プラスチックは、先ほども申し上げましたけれども、廃棄物処理及び清掃に関する法律によりまして、使用者である農業者がみずからの責任において処理すべきものと定められていますところから、当町におきましては排出農業者の方々に引き続き負担をお願いしたいと考えているところでございます。また、火災発生件数等の関係につきましてでございますけれども、不審火と思われる火災は多いものの、農業用ビニールの排出が原因であると特定される火災の報告は現在のところ受けていないというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、4点目の農業担い手に対する婚活事業についてのご質問でございますけれども、これにつきましては昭和49年の10月に境町農業委員会が事務局となりまして、境町における農業後継者の配偶者を確保し、自立経営農家の育成と家族協定農業の推進を図り、農業経営の確立と明るい家庭づくりを目的といたしました境町農業後継者結婚対策協議会が十数名の結婚相談員を委嘱する中で設立をされまして、農業後継者の調査研究と配偶者の婚姻仲介、また相談等を主たる事業といたしまして運営されてきたところでございます。しかしながら、平成11年の3月に上部組織でありました猿島地域の農業後継者結婚対策連絡協議会が社会情勢の変化などから、結婚対策は農業後継者だけの問題でないというようなことから、地域の後継者となる全ての職業、住民を対象とする結婚対策組織に見直すと、そういう必要があるとのことから解散したことを受けまして、境町の農業後継者結婚対策協議会におきまして平成11年の3月に解散になったというような経過がございます。

協議会解散後でございますけれども、当町におきまして農業後継者のみを対象とした結婚支援事業につきましては、実施がされていない状況でございますけれども、平成17年5月に結婚希望者の支援、サポートを行う目的で設立されましたNPO法人ベル・サポートに対しまして、施設を無料で提供して支援を行っているところでございます。また、昨年7月に開催されましたさかいふるさと祭りにおきまして、社団法人境青年会議所の主催によりましてお祭りコンととねコンが企画されまして、すてきな出会いを求めまして多くの若者が参加し、盛大に開催されたというふうな実績がございます。このようなことから、町といたしましてはさきの3月定例議会におきましても町長のほうから報告がありましたけれども、本年度まちおこし推進室の所管によりまして結婚サポート推進事業といたしまして、6名の方を結婚相談員として委嘱させていただきまして、NPO法人ベル・サポートのご協力を得ながら事業推進を図っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

青木徹君。

○2番（青木 徹君） 時間のない中、急ぎの答弁ありがとうございました。私もお答えはいただかない中で、もう時間もありませんので、急ぎ自分の考えをちょっと披露させていただきます。

1番の答弁に対して、私自身の感想では、人・農地プランは余り進んでいないと思っています。参加者がだんだん減ってきて、誰一人、それによって規模拡大していない状況を懸念しております。ここで、ちょっとオランダの取り組みを紹介いたします。農業新聞からちょっと抜粋した点ですが、オランダにおける農地集積の実例と題したセミナーを開いた。農家指導の区画整理を促し、農地集積にかかる期間を短縮するなどの成果を上げていることを報告した。農地の所有権ではなく、利用権の交換から始めることで農家の規模拡大が円滑に進むと提案しております。オランダは、世界第2位の農産物輸出国だが、国土面積は九州程度、農地集積で競争力を形成したと強調したと、政府指導から転換し、地域の農家が自主的に話し合っただけで農業団体も支援しながら農地の割り当てを決めるようにしたと、5年程度から、半年から1年程度に短縮できたことなどを挙げております。日本の農業地帯には、住宅や工場が混在しているケースがあるとして、土地利用の計画を改善するべきだと農業新聞では訴えております。これを参考にできないかと思っております。ぜひともよろしくお願いいたします。

2の答弁に対して、私が言いたかったのは、JAに頼らず生産市場に出荷したり、個人で取引したり、仲介者を通じて出荷したりと、農家によってさまざまなのです。特に大規模農家のほとんどが、この県西地区ではJAに頼らず出荷しております。米に関してJAを頼りにしている農家が昔から多いので、仕方がないのですが、どこの役場の方もJA寄りになっているような気がしてならないと感じています。予算書の中で見かけたのですが、県からの補助金が優先的にJAにおろされているようなことも含めて、これ正しいかどうかわかりませんが、皆さんの見解もただしたいと思っております。以前、原発事故の風評被害の損害賠償に対する説明会で、別の立場で自分が居合わせたのですが、役場の方に農業者全員の救済をお願いしますということを申し上げたのに、JA出荷者以外の方々は苦労していたのを覚えています。個人で申し込むのが大変だったから、そうなったことだと思っております。前の質問も含めまして、現場に即した対応をお願いしたいと思っております。

3番の答弁に対して、前説で申し上げた野焼きに関する点で説明しますと、以前マルチには燃やせるノンガスと書いてあるのが出回っておりまして、確かに燃やすと少量の燃えかすしか残りません。確かに野焼きはいけません、そんな経験した人たちが、なかなか有料でまとめて集荷所へ持つてくるということはないと思います。もう一つ理由があると思っております。収入の不安定さゆえに、収入が毎年違う農家の気持ちから考えて、少しの出費も抑えたいと思っているからです。なぜなら、燃やせば少しの燃えかすしか残らないからです。ですから、無料回収にして皆さんの良心に訴えてはどうかと提案しております。これに付随して、マルチを燃やして消防に通報されて、消防団が大変な思いをしないように要望としてお願いしたいと思っております。

4番、さきにも申し上げたとおり、この地区で若い力は、農業者ふえてきております。ですが、結

婚となると進んでいない状況が多いのが現実です。

〔何事か言う者あり〕

○2番（青木 徹君） 済みません。

次回に持ち越したいと思います。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（関 稔君） これで青木徹君の一般質問を終わりにします。